

市民提案型協働まちづくり支援制度

～元気なまちづくりパートナーを応援します～

地域の課題を解決するため、

誰もが住み良い伊勢崎を創るため、

皆さんの《アイデア》と《行動力》を

まちづくりに活かしてみませんか？

意欲ある企画の提案をお待ちしています！

(伊勢崎市市民活動課 Tel 20-3367)

対象となる事業

市民団体が主体的かつ新規にて、地域課題の解決に取り組む事業

対象となる団体

特定非営利活動法人又はボランティア団体など社会貢献活動を行う一定の要件を満たす市民活動団体

支援金額

10万円以内（補助金として）

この事業の募集に関する説明会を開催します

日時 **5月18日（金）** 18:30～

場所 茂呂クリーンセンター2階（市民活動課）

詳しくは裏面をご覧ください

市民提案型協働まちづくり事業 制度の概要

制度の名称	協働まちづくり事業補助金
制度の種別	補助
制度の目的	地域課題を解決するために市民団体が市（行政）と協働しながら、その自主性やアイデア、主体性を尊重しながら事業を実施できる体制づくりを支援することを制度の主な目的とする
対象事業	市民活動団体が、自主的に地域の課題を解決するために行う事業
対象団体	新たな公益活動を自主的に行う意欲のある、市民活動団体
事業主体	事業実施団体による主催（原則として団体の事業）
募集方法	公募
募集媒体	広報いせさき、ホームページ等
団体数	予算額の範囲で複数
予算総額	20万円
限度額(補助率)	10万円（補助対象経費の1/2）
事業内容の審査	審査委員会・行政
審査方法	応募団体のプレゼンテーションを、5人の審査員により公開審査
事業の期間	事業年度の範囲にて
事業報告	実績報告書・事業報告会

補助金交付までの流れ

- ①市民団体の皆さんから市民活動に関する企画を公募します（公共の利益につながり、営利や政治目的でない事業（主に市内で行なわれる事業）
*詳しくは制度説明会を開催します
- ②出された企画を公開プレゼンテーションで審査します。審査基準は公益性、主体性、連携性、地域性、具体性、継続性、先駆性、自立性の8項目です
- ③審査結果により、採択された団体が補助金交付申請を申請し、企画提案団体への補助金交付決定を行います
- ④事業を実施し、実績報告書を提出し補助金を交付します。（原則完了払い）
- ⑤事業報告会を実施（翌年度事業説明会と同日予定）

◆ 本件に関するお問合せ ◆

伊勢崎市市民部市民活動課（茂呂クリーンセンター内）

伊勢崎市茂呂南町 5097-2

TEL 0270-20-3367 FAX 0270-32-0711

担当 新井、星野、五十嵐

市ホームページ 市役所の体系（課名で探す）>市民部>市民活動課
>市民活動支援>市民提案型協働まちづくり事業